

第31回福島県職員倫理審査会議事録

日時：平成29年5月22日（月）

13時30分～14時35分

場所：県庁本庁舎3階 総務委員会室

1 開会

2 定足数の確認

全員出席を確認。

3 会長選出

互選により福島委員が会長として選出された。

4 議事

○ 贈与等報告書（倫理審査会送付案件）について（平成28年10～12月分）

※ 事務局より資料1に基づき提出状況を報告

【質疑等】

（岩淵委員） これは、いわゆる自主申告という形であがってきたものでしょうか。

（事務局） そういうことになります。

（岩淵委員） 他にもあるのではないかとということで、さらに調べることはないのでしょうか。

（事務局） 届け出は条例に基づく職員の義務ですので、申告がなかった場合は当然条例違反になります。各所属で機会を捉えてコンプライアンス研修を行い、倫理条例に基づく届け出について徹底を図っておりますので、不申告はないものと考えております。

（岩尾委員） 香典の名前については、企業名で書かれていれば分かりますが、個人名で肩書きが書かれていない場合はどうなのでしょう。

（事務局） 条例上は「事業者等」となっておりますが、「事業者等の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者は…事業者等とみなす」となっておりますので、個人名であった場合には確認し、役員だと分かれば届け出をすることになります。肩書きが書かれていてもいなくても、役員であれば届け出は必要になります。

（福島委員） お葬式で人もたくさん来るでしょうから、肩書きがなければ見落とす可能性もあると思いますが。

（事務局） 可能性としてはあるかもしれませんが、心当たりがない香典があれば本人が確認すべきであり、繰り返しになりますが、条例に基づく届け出について徹底を図っておりますので、基本的に不申告はないと考えております。

（福島委員） 社会通念上5千円とか1万円でしょうけれど、考えにくいですが、企業が組織的に高額な香典を渡すということもあるかもしれません。

（事務局） そういった場合でもすべて報告することになります。

（岩尾委員） 香典が連名だと1人1人の金額は出ないと思いますが、その場合はどうでしょう。例えば5人で3万円の香典があったとして、1人だけ高額で残り4人が3千円ずつといった場合には。

（事務局） 判断が難しい場合には、倫理監督者に相談することになっています。ご質

間の場合は、1人あたりの額が小さいから報告しなかったのだろうと県民から疑念を招く、あるいは信頼を損なうことのないよう、届け出を行うように助言することになると思います。

(福島委員) たとえば付き合いのある会社のいくつかの役職の方がそれぞれ香典を持ってきた場合、総額でいくらという確認はしないのでしょうか。あくまで個人ごとになるのでしょうか。

(事務局) そこは「1件」の捉え方であり、色々なケースが考えられますが、条例の趣旨からすれば1つの会社からいくらもらったかということになると思いますので、それが1件5千円を超えていればまとめて報告すべきと考えます。

(岩尾委員) 観光交流局長が2件というのは少ないようにも思われますが。疑うわけではないのですけれど、香典の額としては1万円が一般的かと思うので。

(事務局) 5千円の香典もあるかと思いますが、条例上は「5千円を超える場合」に届け出をすることになっており、5千円だと報告不要となります。今回、条例に該当するのはこの2件となります。

○ 贈与等報告及び飲食・ゴルフの届出状況について

※ 事務局より資料2-1、2-2に基づき報告・届出状況を説明

【質疑等】

(岩淵委員) 飲食の件数が増えた理由は分析されているのでしょうか。

(事務局) 件数としては知事部局が圧倒的に多く、その内訳を見ると、農林水産部と土木部で約9割を占めています。これらの部には技術職が多く、もともとOBとの会合も多かったと類推されます。また、県から発注支援業務等を受託している事業者があり、県との打ち合わせを密にするため県の事務所の中に詰めているのですが、こういった事業者にも歓迎会や忘年会などの季節的な会合の声かけをすることがあり、その結果として例年より増えているものと分析しています。

(岩淵委員) 第1四半期が増えているのは。

(事務局) 過去の状況をみても、第1四半期だけ多かった時は、OB会や大学の同窓会の総会を第1四半期に行うことが多いということが傾向としてありましたが、さきほど申し上げました、県の事務所の中に執務室をもうけている事業者との季節的な会合が増えていることも要因として考えられます。

(岩尾委員) 23年度に比べると件数が3倍近く増えています。厳しいことを言うようですが、昨年度は県職員の不祥事が多くありました。最も驚いたのは、警察職員で、前夜に飲酒して翌日出勤途中で事故を起こし、自分の車を置き去りにしたという事件でした。そこにはお酒が絡んでいたわけですが、飲食の件数が増えると飲酒運転の件数が高くなるのではないのでしょうか。飲酒はしても構わないと思うのですが、いくら届け出をしたとしても、県職員1人1人の倫理が浸透していなければ飲酒運転は減らないと思います。

(事務局) 昨年不祥事が相次いだことについては、皆様にご心配をおかけしたこと、あらためてお詫び申し上げます。この点については、1人の行為が県全体の復興推進に支障を来しかねないという、極めて深刻な危機感のもとで、様々

な取組を行いました。倫理条例に基づく届出については、県民から不信や誤解を招かないよう、利害関係者と飲食をした場合に義務づけているもので、一定程度浸透しているものと考えております。一方で、不祥事については、県職員以前に社会人として基本的なコンプライアンスの問題ですので、別途コンプライアンス委員会などで研修を繰り返し行うことで浸透を図ってまいります。いずれも倫理という大きな枠内にありますが、それぞれの根拠に基づいてしっかり対応してまいりますので、ご理解いただければと思います。

(福島委員) 届け出の結果はどのような形で公表しているのでしょうか。この資料をそのまま出しているだけでは、そこから何が読み取れるのか、県民からみて分かりづらいと思います。また、形式的に届け出すればいいということではなく、見られているという予防効果もあると思いますので、届け出の趣旨を職員にしっかりと説明する必要があるのではないのでしょうか。

(事務局) 条例に基づきしっかりと届け出をさせた結果、利害関係者との飲食が増えていることについては、県民の皆様にはしっかりとお知らせしていく一方、違反をした場合は別な規制が働くこととなります。例えば地方公務員法ではOBは昔の職場に働きかけをしてはいけない、また、働きかけを受けた職員は記録を残し、場合によっては公表することとなります。こうしたことも含め、コンプライアンス委員会で研修を行っているところです。

(福島委員) なぜゴルフだけ届け出が必要なのでしょう。件数が少ないし、サッカーやボーリングなど他にも利害関係者と同席する機会があると思うのですが。

(岩尾委員) 民間だとゴルフは全部相手もちということがあり得ますので、最も典型的なところでゴルフということではないのでしょうか。

(福島委員) ゴルフ以外に疑念を招く活動はないのでしょうか。

(事務局) 例えばパチンコや麻雀などの遊技はそもそも禁止行為となっております。また、利害関係者と野球をした場合に遊技に該当するののかという質疑応答を過去に整理したことがあります。スポーツをする行為自体は禁止されておませんが、例えばスポーツをする際の設備使用料や賞品代等を相手方が負担する場合は、贈与や供応接待にあたるため禁止行為にあたり整理しております。

(福島委員) 報酬の44件の内訳は。

(事務局) 専門誌の編集にかかわった場合の原稿料や、セミナー等で講師を頼まれた場合の報酬などになっております。

(福島委員) 職務にかかわることで講師を頼まれた場合でも報酬を受け取れるのですか。

(事務局) その場合は公務として扱われます。報告のあったものは、職員個人の専門的な知識によって公務外で頼まれた場合の報酬となっております。近年は医師のみで、一般職員では該当はありません。

4 その他

※ 審査会の開催については、審査会送付案件の提出状況を見ながら判断していくことで了解を得た。

5 閉会